

# 令和2年度 基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金について 頑張る事業者を応援します

**問** 産業振興課 ☎92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

■ 公募期間 4月20日（月）～5月11日（月）

■ 事業区分・対象要件・補助概要

| 事業区分 | 対象要件                                                         | 補助概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 事業 | 自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。</li> <li>・補助事業者は、町内に事業所等を有する者としてします。</li> <li>・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。</li> <li>・予算の範囲内において補助金を交付します。</li> <li>・申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。</li> </ul> 事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問合せください。 |
| B 事業 | 販わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| C 事業 | 認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

■ 補助金額等、補助率

| 事業区分 | 補助金額等                          | 補助率                        |
|------|--------------------------------|----------------------------|
| A 事業 | 事業費の下限 30 万円                   | 事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内 |
| B 事業 | 補助金額の上限 100 万円                 |                            |
| C 事業 | 事業費の下限 10 万円<br>補助金額の上限 200 万円 | 認定農業者等 2/3 以内              |

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

## 相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目 18 番地 6 Hスクエア B L D

## 相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のため出張相談も承ります。

有料  
広告

## まちづくり活動を支援します

## 令和2年度まちづくり基金支援団体を募集します

**申 問** まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、まちづくり活動を行う団体を支援するため、補助金を交付しています。令和元年度は、20 団体を支援しました。例えば、視覚障害者や文字を読むことが困難な方に広報誌などの町の情報を音声で届ける活動、きのくに古道の清掃やハイキングマップの作成など町の魅力発信活動、地域で 100 歳体操を定期的に行うことによる地域交流と介護予防活動などです。

## ■ 対象団体

町民や地域コミュニティ組織又は町民活動団体で、5人以上の会員を有し、まちづくり活動をする又は活動を開始しようとする団体

## ■ 対象事業

町内で自主的、継続的に行う非営利活動で、地域課題の解決など、住みよいまちづくりや地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業

## ■ 補助限度額・期間

原則1団体につき 20 万円（同一の団体による同一事業は3年）

※まちづくり計画に基づく事業と支援期間3年を経過した事業は、別途補助限度額と補助期間を設定しています。

## ■ 募集期間 4月1日（水）～24日（金）

## ■ 応募方法

必要書類（申込書、事業計画書、団体の役員名簿、活動内容の説明書類）を郵送又は持参で提出してください。申請書等はまちづくり課で配布するほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

## ■ 選考方法

応募者による事業内容のプレゼンテーションと提出書類の内容により審査します。（選考は5月中旬を予定）

## ■ 審査項目

審査委員会において、主体的な活動、公益性、継続性、事業費の妥当性などをポイントに、支援する団体を決定します。

## 令和2年度

## 基山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員を募集します

**申 問** まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935 ☎92-0741 ✉kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp

町では、平成23年に策定した基山町男女共同参画推進プランの実施期間の10年が経過することから第2期の推進プランの策定を行います。町民の皆様のご意見を反映するため、委員を公募いたします。

## ■ 募集人数 4名

## ■ 活動内容

基山町男女共同参画推進プランの策定に関する事項  
※令和2年度に、必要に応じ会議等を数回開催予定です。

## ■ 報酬

5,700円（会議1回につき）

## ■ 任期 1年間

## ■ 応募資格

町内在住または町内に勤務されている方

## ■ 応募方法

「基山町男女共同参画推進プラン策定委員会委員申込み」という件名と次の（1）～（7）を記入した申込書を持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でまちづくり課宛に申込みください。

（1）氏名（2）性別（3）生年月日

（4）住所、電話番号（町内勤務の方は勤務先の会社及び会社所在地）（5）職歴・活動歴（地域での社会的活動、ボランティア活動）（6）応募の動機（7）男女共同参画に対する考え（400字程度）

## ■ 申込み締切 4月24日（金）

## 司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記  
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8：30～18：30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆